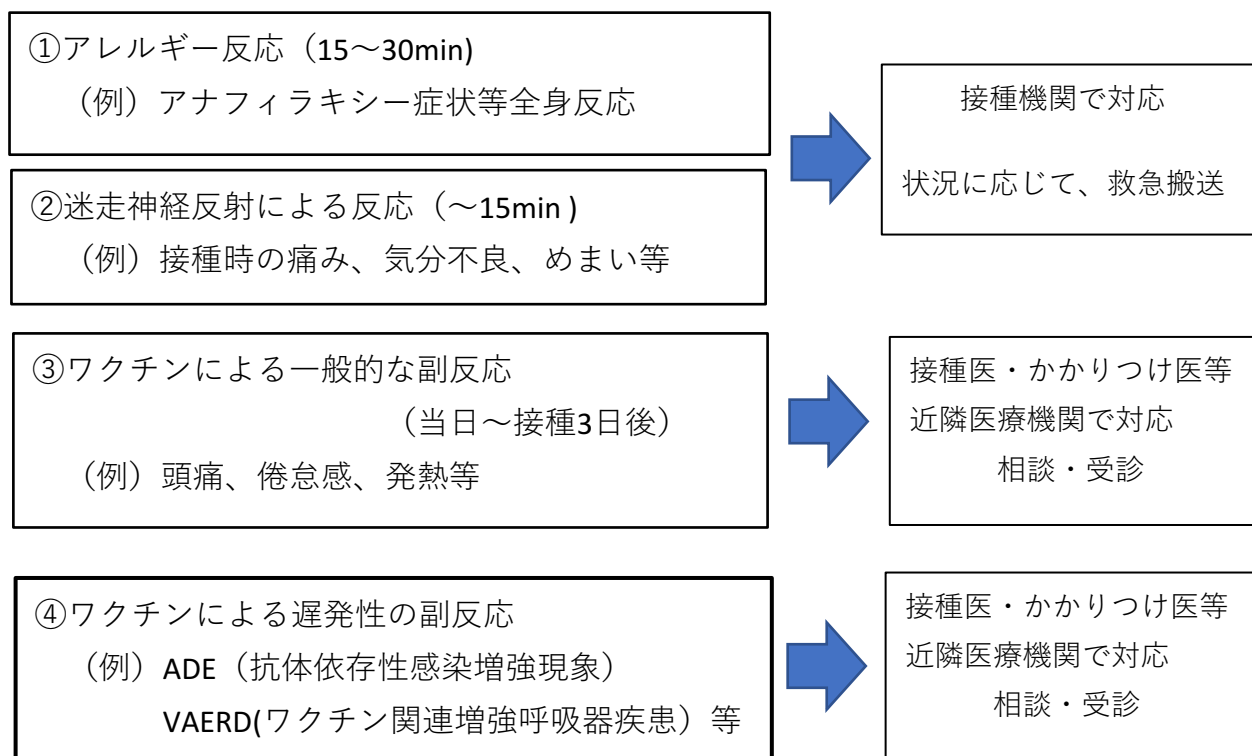


(別添)

新型コロナワクチン接種後の副反応等相談体制について

新型コロナワクチン接種後の副反応については、まずは接種医・かかりつけ医等による受診・相談対応とするが、対応が困難な場合に、専門の医療機関にて対応する。ただし、フロー図に該当する場合のみの相談内容とする。

- (1) 実施期間：令和3年5月1日～9月30日（予定）
- (2) 相談対象者：被接種者から直接の相談ではなく、接種医・かかりつけ医からの相談とする。
- (3) 相談方法：専用相談票（様式1）に必要事項を記入し、いずれかの相談機関にFAXにて送信する。
- (4) 相談内容：下記のフロー図における④の症状がある場合の相談とする。



※死亡後の因果関係の推定は対応不可。

※すぐに相談対応出来ないこともあります。

対応困難な場合

かかりつけ医等より
専門的な医療機関に相談
(様式1をFAXにて送信)

必要に応じて受診